

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令3-職3〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

記

インターネット上のマンション購入者向け口コミ掲示板（以下「本件サイト」という。）の中の特定のウェブページにおいて、令和3年11月に特定の投稿者（以下「本件表現活動者」という。）がコメント本件表現活動を投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動の調査審議対象とする時点について

本件表現活動については、随時、新たな投稿が可能であるとともに、これらの行為によって、本件表現活動の範囲が変更されうることから、本件表現活動の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されうる本件表現活動の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に係る大阪市への情報の提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市市民局が直近に確認した令和6年6月28日時点において同局の管理する端末に表示された本件表現活動について、調査審議の対象とすることとした。

2 申出人等からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意見

を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動は、下記4(1)に記載のとおり、条例第2条第1項第2号に該当しないことと判断できることから、ヘイトスピーチに該当しないため、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活動者については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

3 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

本件表現活動において、大阪市内の特定の地域について、在日韓国・朝鮮人が多く居住する特定の行政区（以下「本件行政区」という。）に近い、若しくは、在日韓国・朝鮮人が多く居住するという趣旨と記載した後、行政区としては大阪市内の別の行政区であったとし、「(笑)」を付けて謝罪している記載があり、この表現は、その行政区に隣接する本件行政区に居住する在日韓国・朝鮮人に関する投稿と認められる。

よって、本件表現活動は、条例第5条第1項第2号アに該当する。

4 本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動において、大阪市内の特定の地域について、本件行政区に近い、若しくは、在日韓国・朝鮮人が多く居住するという趣旨と記載した後、行政区としては大阪市内の別の行政区であったとし、「(笑)」を付けて謝罪している記載があり、本件行政区に居住する在日韓国・朝鮮人を侮蔑又は誹謗中傷する表現であるとも考えられるが、他の投稿者からの指摘を受けて、当該記載は、大阪市内の特定の地域について、本件行政区に近いという趣旨の発言であったとの反論をしていることなど、受け取られ方も多義的であり、本件表現活動において、1度記載しているだけであることを踏まえると、条例第2条第1項第2号アで定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷性が認められない。

また、在日韓国・朝鮮人のうち相当数のものに、その生命、身体又は財産に脅威を感じさせるような表現の内容や態様も認められないことから、条例第2条第1項第2号イにも該当するとはいえない。

よって、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

(2) 小括

以上から、本件表現活動は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和3年度 令3-職3

年 月 日	経 過
令和 3 年 11 月 30 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 3 年 11 月 30 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 11 月 27 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 12 月 25 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 2 月 3 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 2 月 12 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）